

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>横浜市給付認定及び利用調整に関する基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成26年10月14日 企第583号 局長決裁</p> <p style="text-align: right; color: red;">最近改正 令和5年8月30日 保認第485号 局長決裁</p> <p>1～5 省略</p> <p>(利用調整の対象としない場合)</p> <p>6 上記2、3及び4の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、利用調整の対象としない。ただし、横浜市が別に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>7 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成26年10月14日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成28年10月14日より施行し、平成29年4月利用調整から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成29年9月25日より施行し、平成30年4月利用調整から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成30年9月26日より施行し、平成31年4月利用調整から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、令和元年8月1日より施行し、令和2年4月利用調整から適用する。ただし、次の各号に掲げる基準については、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 別表1（保育の必要性の認定基準9を除く） 令和2年4月給付認定から適用する。</p> <p>(2) 別表1（保育の必要性の認定基準9に限る） 施行日より適用する。ただし、施行日から令和2年3月31</p>	<p>横浜市給付認定及び利用調整に関する基準</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成26年10月14日 企第583号 局長決裁</p> <p style="text-align: right; color: red;">最近改正 令和6年8月23日 保認第418号 局長決裁</p> <p>1～5 省略</p> <p>(利用調整の対象としない場合)</p> <p>6 上記2、3及び5の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、利用調整の対象としない。ただし、横浜市が別に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>7 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成26年10月14日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成28年10月14日より施行し、平成29年4月利用調整から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成29年9月25日より施行し、平成30年4月利用調整から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成30年9月26日より施行し、平成31年4月利用調整から適用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、令和元年8月1日より施行し、令和2年4月利用調整から適用する。ただし、次の各号に掲げる基準については、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 別表1（保育の必要性の認定基準9を除く） 令和2年4月給付認定から適用する。</p> <p>(2) 別表1（保育の必要性の認定基準9に限る） 施行日より適用する。ただし、施行日から令和2年3月31</p>

改正前	改正後
<p>日までの間は、従前の「保育の必要性の事由の定義」を適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和2年9月14日より施行し、令和3年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和3年9月10日より施行し、令和4年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和4年9月2日より施行し、令和5年4月給付認定及び利用調整から適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和5年8月30日より施行し、令和6年4月利用調整から適用する。</p> <p>別表1 省略</p>	<p>日までの間は、従前の「保育の必要性の事由の定義」を適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和2年9月14日より施行し、令和3年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和3年9月10日より施行し、令和4年4月利用調整から適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和4年9月2日より施行し、令和5年4月給付認定及び利用調整から適用する。</p> <p>附 則 この基準は、令和5年8月30日より施行し、令和6年4月利用調整から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、令和6年8月23日より施行し、令和7年4月利用調整から適用する。</u></p> <p>別表1 省略</p>

改正前

改正後

別表2「利用調整基準」

別表2「利用調整基準」

(基準の考え方)

- ※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。
- ※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。
- ※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。
- ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。
- ※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 就労（内定含む）	月20日以上かつ就労時間 <u>1週40</u> 時間以上就労している。	A
	月20日以上かつ就労時間 <u>1週35</u> 時間以上 <u>40</u> 時間未満就労している。	B
	月16日以上かつ就労時間 <u>1週24</u> 時間以上就労している。	C
	月16日以上かつ就労時間 <u>1週16</u> 時間以上 <u>24</u> 時間未満就労している。	D
	月12日以上かつ就労時間 <u>1週16</u> 時間以上就労している。	E
	就労時間月64時間以上就労している。	F
2 産前産後	省略	省略
3 (1) 病気・けが	省略	省略
3 (2) 障害	省略	省略
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ <u>1週40</u> 時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ <u>1週40</u> 時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ <u>1週28</u> 時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	省略	省略
6 <u>通学</u>	<u>就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。</u>	<u>E</u>
7 求職中	省略	省略
8 ひとり親世帯等	省略	省略
9 保育士等	省略	省略
10 市外在住	省略	省略
11 その他	省略	省略

(基準の考え方)

- ※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。
- ※ 保護者それぞれのランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。
- ※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。
- ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。
- ※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

保護者が保育できない理由、状況		ランク
1 就労（内定含む）	月20日以上かつ就労時間 <u>月160</u> 時間以上就労している。	A
	月20日以上かつ就労時間 <u>月140</u> 時間以上 <u>160</u> 時間未満就労している。	B
	月16日以上かつ就労時間 <u>月96</u> 時間以上就労している。	C
	月16日以上かつ就労時間 <u>月64</u> 時間以上 <u>96</u> 時間未満就労している。	D
	月12日以上かつ就労時間 <u>月64</u> 時間以上就労している。	E
	就労時間月64時間以上就労している。	F
2 産前産後	省略	省略
3 (1) 病気・けが	省略	省略
3 (2) 障害	省略	省略
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ <u>月160</u> 時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ <u>月160</u> 時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ <u>月112</u> 時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	省略	省略
6 <u>就学</u>	<u>月20日以上かつ月160時間以上就学している。</u>	<u>B</u>
	<u>月16日以上かつ月112時間以上就学している。</u>	<u>C</u>
	<u>月64時間以上就学している。</u>	<u>F</u>
7 求職中	省略	省略
8 ひとり親世帯等	省略	省略
9 保育士等	省略	省略
10 市外在住	省略	省略
11 その他	省略	省略

改正前

改正後

別表2-2 省略

別表2-2 省略

別表3「調整指数一覧表」

別表3「調整指数一覧表」

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	省略	省略	省略
世帯の状況	省略	省略	省略
就労状況等 (<u>父母</u> 共に該当する場合であっても2倍しません)	省略	省略	省略
ひとり親世帯等	省略	省略	省略
保育士等	省略	省略	省略
きょうだいの状況	省略	省略	省略

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	省略	省略	省略
世帯の状況	省略	省略	省略
就労状況等 (<u>保護者</u> が共に該当する場合であっても2倍しません)	省略	省略	省略
ひとり親世帯等	省略	省略	省略
保育士等	省略	省略	省略
きょうだいの状況 (<u>いづれかひとつ</u>)	省略	省略	省略

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整> 省略

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整> 省略